

桑名市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、桑名市会計規則（平成16年桑名市規則第53号）第71条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

桑名市常盤町51番地1

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会

会長 川瀬 みち代

2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

桑名市総合福祉会館使用料

桑名福祉センター使用料

桑名市多度すこやかセンター使用料

桑名市長島福祉健康センター使用料

ヴィレッジセンター使用料

3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日及びその期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定公金事務取扱者に指定をした日

令和8年4月1日